

令和 年 月 日

保護者の皆様

あきる野市立御堂中学校
校長 三浦利信

感染症による出席停止について

学校では、特に感染力の強い病気にかかると、他の健康な児童・生徒に感染を避けるために、生徒の出席を停止することになっています。これらの感染症の可能性があつて学校を休ませる場合には、学校へ必ず連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等より、他へ感染させる可能性がなくなり、登校させる際には、次の「学校において予防すべき感染症による欠席届」を保護者の方が記入し、担任へ提出してください。

- ※ 登校の決定については、できるだけ医師の指導を受けてください。
- ※ 医師による診断書または治癒証明書は必要ありません。
- ※ 感染症による欠席期間は出席停止となります

尚、次の「学校において予防すべき感染症による欠席及び登校届」は、本校のホームページからもダウンロードできます。

..... き..... り..... と..... り..... せ..... ん.....

あきる野市立御堂中学校長殿

学校において予防すべき感染症による欠席及び登校届

_____年 組 氏名_____

_____月 _____日に下記のとおり診断されました。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

このため、_____月 _____日（ ）から_____月 _____日（ ）まで欠席させていましたが、_____月 _____日（ ）から登校させますので届け出ます。

令和 _____年 _____月 _____日

保護者名_____ 印

(裏面)

出席停止が必要な感染症の種類とその期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	<u>インフルエンザ</u> （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	<u>発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで</u>
	<u>百日咳</u>	<u>特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
	麻しん	解熱後三日を経過するまで
	<u>流行性耳下腺炎</u> （おたふくかぜ）	<u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで</u>
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後二日を経過するまで
	結核及び <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他感染症	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、急性細気管支炎、EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、日本脳炎	出席停止となる可能性がある感染症

※ 波線部が平成24年4月1日の法改正により追加または修正された箇所です。